

令和4年勝浦町マラソン議会（5月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和4年5月17日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 5月17日 午前9時30分 議長 美馬友子

散会 5月17日 午前10時36分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

1番 花房勝一 7番 松田貴志

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
福祉課長	長友清美	建設課長	海川好史

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）について

日程第5 報告第1号 専決処分の報告について
（勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について）

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
（勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

日程第7 報告第3号 専決処分の報告について
（勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について）

日程第8 報告第4号 専決処分の報告について
（損害賠償の額の決定について）

日程第9 報告第5号 専決処分の報告について
（徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について）

日程第10 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 町民の声に対する質問

日程第12 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（美馬友子君） ただいまから令和4年勝浦町マラソン議会5月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配布のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況を報告いたします。

3月13日，佐那河内村で開催された佐那河内村役場新庁舎落成式に私が出席いたしました。

3月28日，小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合議会第1回定例会に花房議員，麻植議員さんと私が出席いたしました。

4月1日，本町で開催された新国民健康保険勝浦病院開院式に議員全員が出席いたしました。

4月27日，28日，滋賀県全国市町村国際文化研修所で開催された令和4年度市町村議会議員研修，第1回防災と議員の役割に，花房議員，国清議員が出席いたしました。本日，その報告会を兼ねます。

監査委員会から例月出納検査結果について，報告書がお手元へ配布のとおり提出されておりますので御報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは，野上町長のほか，お手元に配布の出席要求書のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に，日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

本5月会議における会議録署名議員は，1番花房議員，7番松田議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営員会から報告いたします。

5月10日に議会運営委員会を開催し、5月会議の日程について協議を行った結果、本日1日の開催といたしますので、御協力よろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第1号の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

本日は、勝浦町マラソン議会5月会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多用のところ、御出席を賜りまして深く感謝いたします。

町内では、ミカンの花が終わりを迎え、水田では田植の準備の時期となり、今年も蛍が飛び交う光景が見られることを期待しているところでございます。

令和4年度も、4月1日に新勝浦病院が開院となったのをはじめ、各事業にスピード感を持って進めているところでございます。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきまして、御説明申し上げます。

議案第1号は、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億3,482万5,000円とするものであります。詳細につきましては、担当課長から

説明をいたさせますので、御審議いただき、御決議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明は終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、議案第1号の全体説明について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） おはようございます。

議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算（第1号）につきまして、全体の説明を私のほうからさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金37万5,000円。19款繰越金、1項繰越金45万円、補正額82万5,000円。

続きまして、歳出のほうでございます。9款教育費、2項小学校費、補正額37万5,000円。同じく9款教育費、3項中学校費45万円、補正額82万5,000円でございます。

歳入歳出それぞれ補正増額といたしまして、39億3,482万5,000円でございます。

補正予算全体の説明は以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号について、石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） おはようございます。

教育委員会から、議案第1号、令和4年度一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、5月26日から27日にかけて実施されます生比奈、横瀬、両小学校の修学旅行について、新型コロナウイルス感染防止対策のため、バス1台を追加するための関係予算と、5月4日に勝浦中学校野球部が軟式野球の第43回県中学校選手権において準優勝の成績を収めたことにより、5月28日、29日に松山市において開催されます四国大会に出場するための必要経費に対し、勝浦町教育・学術・文化及び体育・スポーツ振興補助金交付要綱に基づいた助成を行うための予算をお願いするものでございます。

まず、修学旅行、費用助成のほうでございます。先ほど申し上げましたが、5月

26日、27日にかけて、大阪、奈良、京都方面、生比奈小学校、横瀬小学校、合同でということで修学旅行、予定をしております。お手元の人数、こちらが参加人数ということになります。先生7人と児童が30名でございます。

それで、バス1台ということで、お手元、内訳にありますとおり、バス代で28万500円、高速代で4万3,400円、駐車料金1万6,400円ということになっております。

それで、バスの料金ということで、ちょっと示させていただいておりますが、こちらのほう、支払いの手順としましては、またこちらの修学旅行団ということで、両小学校で修学旅行団、組んでおります。

今年、横瀬小学校が当番校ということで、団長が校長先生ということで、本来、この費用ですが、保護者の皆様へ助成ということで、各校で取りますが、保護者の皆様から委任状ということで頂いて、最終は、団長となります横瀬小学校のほうから申請をいただいて一括して交付をさせていただくと、そういう格好で予定をしております。

続きまして、中学校の野球部に対する助成でございます。

スケジュール的には、先ほどちょっと私が述べさせていただいたとおりでございます。28、29日、松山市のほうで四国大会ということでございます。

こちらの助成金ですが、これも先ほど申し上げましたが、この関係の要綱がございまして、こちらにのっかって、交付、手順を進めてまいりたいと思います。

概要となりますが、必要経費の四国、行き先は四国ということで、2分の1ということで定められております。上限が45万円ということで、ちょっと今回も中学校のほうも出場に向けまして、いろいろ手続のほうしております。細いところ、詰まってないというところもありまして、予算としましては、上限45万をお願いするということで提出をさせていただいております。

また、四国大会でめでたく勝ちましたら、今度、全国大会控えているというところで、スケジュール的なものはそういったところで確認をしております。

続きまして、予算書で説明をさせていただきます。

歳出科目ですが、まず、小学校の修学旅行では、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、18節負担金、補助及び交付金、説明は773町総合学習指導助成金等になります。補正額は、37万5,000円でございます。

先ほど御説明させていただきましたバス1台の関係費用分を、助成金として学校に交付し、学校から最終、業者に支払いをしていただくというところでございます。

こちらの財源でございますが、37万5,000円全額を、14款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、1節企画費国庫補助金、説明16の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを充当することと予定をしております。

続きまして、中学校野球部への助成関係でございます。

こちらですが、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、18節負担金、補助及び交付金、説明は775小中体育文化振興補助金等となっております。補正額は、45万円でございます。

こちらの財源でございますが、45万円全額を、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金、説明1の前年繰越金を充当することとしております。

以上、教育委員会からの詳細説明とさせていただきます。

御審議いただき、御決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

第一読会でございます、どなたからでも。

ありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 中学校の野球部の補助金についてですが、今回四国大会で45万円、もし、これ、もしって言うたらいかんのやけど、優勝して全国行ったら、また別で予算枠があるという意味ですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） そういう想定、当然あると思いますが、ちょっと要綱上では、同一年度に1回限りということで、ちょっと制限がございまして、そこにと当たってくるかなというところでございます。もちろん全国大会、行かれても、ちょっと今回でということで。

○1番（花房勝一君） 予算がないと。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） もう別、別というのはちょっとないと、45万

円で全国大会まで。

○1番（花房勝一君） 45万円までやったら。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） そうです。

○1番（花房勝一君） 分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 2点ぐらいありまして、まず、小学校の修学旅行の件ですけど、これ当初予算では組んでなかったんでしょうか。それと、中学校のほうも、中学校は当初で39万7,000円に45万円加えたと、この当初予算との差、小学校、中学校、どうだったんか教えてください。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） まず、小学校の修学旅行の助成ですが、当初予算にはちょっと組んでおりませんでした。これ、ちょっと反省するべき点もあると思います。学校と教育委員会の連絡がちょっとうまくいってなかったかなというところがございます。ちょっとコロナの状況もありまして、若干ちょっと迷ったところもあるんですが、今回ちょっとやはりコロナの収束が見通せないというところで、コロナの交付金ですね、こちらのほうもちょっと見込めるかなというところもありまして、最終、こういう判断となっております。

今、議員にありました中学校、実はこれ中学校も5月29日から31日、3年生が予定されております。当然、こちらのほうも、ちょっと検討になるかなと思ったんですが、ちょっと学校ともいろいろお話させてもらいましたが、なかなか引率の先生の体制が整わないというところで、どうしても2台というのは、ちょっと学校としてもなかなか運営が難しいというお声をいただいております。

教育委員会としまして、どうしてもやったら仕方ないかなというところで、対策を徹底していただいて、ちょっと今回もそういうところに対応するというので、協議をしていくところがございます。

ちょっとこれ、お答えになつとるかどうかわからないんですけど、野球部の助成につきまして、また説明がちょっと違うという、説明という、予算上のですね、また別の費用ということで、ちょっと御理解いただければと思います。基本的に、修学旅行



の関係費用というのを、当初予算では、中学校も小学校も組めてなかったと。野球部のほうも、当然これちょっと組めてなくて、今回、準優勝の成績を収められて、四国大会ということで補正予算、初めて予算化をしていくということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 中学校について、当初予算の39万7,000円というのは、繰越しの中学校費、一般から出すというふうな認識でいいのかなと思うんで、結局、最終的には84万7,000円かかると、結局トータル経費は、助成が2分の1ですから、160,170万ぐらいかかるような格好になって、半分は父兄の負担というふうな、そんな認識でよろしいんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 申し訳ございません、ちょっと、私、勘違いしましたが、マネジメントシートですね、この中学校の補正予算のほうなんです、当初、39万7,000円取っておりますが、これはほかの目的の補助金がちょっとこちらに入っております。ちょっと詳細、すいません、私、手元にはないんですが、今回45万円丸々が、もうこの野球部の助成ということで、この39万7,000円は、また別の種類の補助金は当初予算で組んでたということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） もう最終の確認です。その45万が2分の1補助ですから90万、トータル的には90万、それに40万加えて130万がトータルの助成でいいんですよね。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） はい。この45万円というんが上限額ということになりまして、今、ちょっと議員さんおっしゃった90万円、仮に全体の費用ですね、90万円かかったときは、この45万円まで出せるということで、もう町としましては、もう45万円までしかちょっと出せない、補助金、助成としましてはね。

例えば、60万円で、何ですか、終了、終了というか、60万円の費用しか要らなかつ

たら、半分ですから30かということになります。45万、一応予算お願いしてるんですけどね。実績額を見て、この2分の1というところで考えていただければと思います。

45万円が上限ということで、あとは、もうちょっとだんだん下がっていく可能性があるということです。オーバーしたら、もう自前ということで、あくまで町としては45万円までですよということでございます。

○議長（美馬友子君） 大丈夫ですか、ほかにありませんか。

節議員。

○8番（節 公一君） この、野球のほうなんですけど、四国で開催されると、松山ということで、今のG o T oの関係で四国、それとか岡山、広島は対象になるっていうような話、割引の対象になるっていうような話しとんですが、このスポーツのやつは、宿泊費とかは、その対象になるんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません、ちょっとそれにつきましては、私も今後ちょっと調べさせていただくことになると思います。ですので、ちょっと。

○8番（節 公一君） 今日の朝も言うとした、テレビに出てたん、1万円ぐらい、1人当たりとかいうような話もちょうと出とったんで、もし、これが対象になるんだったら、当然安くなるかなというような気がするんやけど、また、これ、ほな、確認ということで、そしたら、これ変わってくるの、負担が。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 実は、たしか私の記憶では、ちょっと話替わりますが、修学旅行の引率ですね、そういうのは毎年しております、ちょっと県のほうも関連しまして。去年とかも、議員さんおっしゃったG o T o、そこらも活用して、当然補助金は算定しますので、そういった経過もありますので、先ほども申し上げましたようにちょっと確認をします。まず、該当するか確認しまして、該当するんでしたら、ぜひ活用したいなと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 節議員。

○8番（節 公一君） これって、先に確認しとく必要があったような気がするんや

けど、どんなん、予算をするときに、それ確認しといたほうがよかったかなという気がするんやけど、まあ、いずれにしろ、ちょっと確認してから、また。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 小学校の修学旅行、これ、大型バスや言うんやけど、大型ってどのくらいの大型なんですか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） バスのほうは、45人乗りを予定してると聞いております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） ちょっと予算とはあまり関係ないことになるんですが、中学校の野球部が四国大会という、すごいことと思うんですが、もうちょっと町として、外にアピールが少ないような、すごい、ようやってのけたのに、町民にもあんまり知らせてないような気がするんですが、もう少し何か盛り上げることすればいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 広報誌でありますとか、そういったところは当然、間に合うたら6月かな、ちょっと予定はしております。できるだけ周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） もう一つ言うたら、応援ツアーみたいな、もう計画はされとんのかな、そんなんはない、ないの。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっと応援ツアーのほうは、現在のところ予定はございません。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第二読会に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第三読会に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することと決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号について、討論と採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたしま

す。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和4年度勝浦町一般会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、報告第1号専決処分の報告について、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてから、日程第9、報告第5号専決処分の報告について、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

野上町長から、報告第1号から報告第5号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長(野上武典君) 報告第1号から報告第5号につきまして、御説明させていただきます。

御検討の専決処分の報告でございます。

報告第1号から第3号までの一部改正条例につきましては、それぞれ関係法令の改正に伴う条例の整理に関する専決処分、報告第4号は損害賠償の額の決定に関する専決処分、報告第5号は徳島県市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分でございます。

いずれも、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定により、専決処分をいたしましたので、同上第2項の規定に基づき議会に報告するものがあります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(美馬友子君) 町長の説明が終わりました。

続いて関係各課長から詳細説明を求めます。

報告第1号及び報告第2号について。

藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 報告第1号，勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について，説明させていただきます。

改正の理由でございますが，地方税法等の一部を改正する法律，地方税法施行令等の一部を改正する政令，地方税法施行規則の一部を改正する省令が，令和4年3月31日に，交付施行されたことに伴い，関係規定について，所要の整理を行うものでございます。

法律改正に伴う改正と，条項ずれによる改正でございます。

勝浦町独自の改正部分はありません。

次に，報告第2号，勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，説明させていただきます。

改正の理由でございますが，新型コロナウイルス感染症の影響により，収入が減少した被保険者等を支援するため，国民健康保険税の減免について，所要の改正を行うものでございます。

令和4年度までの国民健康保険税を対象とし，申請期限を令和5年3月31日まで延長するものでございます。

なお，この減免に要する費用につきましては，特別調整交付金での財政支援の対象となります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて，報告第3号について。

長友福祉課長。

○福祉課長（長友清美君） 報告第3号，勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由は，新型コロナウイルス感染症の影響による，介護保険料の減免措置に関し，令和4年度までの介護保険料を減免の対象とし，申請期限を令和5年3月31日まで延長するものでございます。

昨年に引き続き，新型コロナウイルス感染症の影響により，収入が減少した被保険

者を支援するため、減免申請の期限が延長となる、国の改正に伴うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、報告第4号について、海川建設課長。

○建設課長（海川好史君） 報告第4号でございます。

専決第4号で、地方自治法第180条第1項の規定による、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をしております。

1, 損害賠償の額でございますが、37万円。これにつきましては、修理費用が26万円、代車費用が11万円の内訳となっております。

2, 相手方でございますが、勝浦町在住1名でございます。

3, 事故の概要でございますが、令和4年3月2日午前8時頃、相手方の所有する車両が、勝浦町大字沼江字城ヶ鼻43番地1の農道のグレーチング蓋上部を通過した際に、側溝蓋が跳ね上がり、車両後輪がパンクし、その際に操作性を失い、車両を制御できず擁壁へ衝突し破損した。

以上が専決処分の報告でございます。

○議長（美馬友子君） 続いて、報告第5号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 報告第5号、徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同約の変更についてでございます。

改正理由といたしましては、本町が加入する徳島県市町村総合事務組合を組織する1つであった、板野西部青少年補導センター組合が、令和4年3月31日をもって解散したことに伴い、徳島県市町村総合事務組合同約の変更を行うものでございます。

当該規約の変更にあたっては、地方自治法第286条及び第290条の90項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要であり、協議には議会の議決を経ることとされております。

加えて、当議案につきましては、町長の専決処分事項の指定について、第10号に規定されていることから、専決処分をし、報告をさせていただくものでございます。

改正内容といたしましては、別表第1及び別表第2から、板野西部青少年補導センター組合を削除するものでございます。別表1といたしましては、組合を組織する地

方公共団体の改正でございます。それから別表第2につきましては、組合の共同処理をする事務についての変更でございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終わりました。

報告5件について質疑はございませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 報告第2号の国民健康保険で、税務課長が、ちょっと最後におっしゃられてたんですけど、その減免した後、要はその減免がどっか国から補助みたいなんが出て相殺するような形で、ちらっとおっしゃられてたように思うんで、あと介護保険についても同じかなと思うんですけど、代表して税務課長お願いします。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 介護保険、国民健康保険、両方ともが国からの補助を、特別調整交付金で補填されることと、国のほうから通知は来ております。

以上でございます。

○2番（相原喜久男君） はい、分かりました。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） ないでしょうかね。

以上で5件の報告は終了いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第10、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、第一読会を開きます。

提出者から、発委第1号の趣旨説明を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について、このことについて、勝浦町議会会規則第11条第2項の規定により提出する。

令和4年5月17日提出。

提出者、勝浦町議会運営委員会長国清一治。

賛成者、勝浦町議会議員、花房勝一、以下同じで相原喜久男、瀬戸直一、仙才守、美馬友子、麻植秀樹、松田貴志、笹公一、井出美智子。

勝浦町議会議長美馬友子殿。

提案理由、勝浦町マラソン議会の令和4年7月10日から、1年間の会議日程を定めるもので、議会運営委員会のほか、議員、理事者と協議、確認を行った結果、別紙のとおり提出するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより、発委第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については、第二読会を省略し、ただちに第三読会に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、発委第1号は第三読会に付することに決定いたします。

これより、第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、採決を行うことに決定いたします。

これより、発委第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されま

した。

~~~~~

次に、日程第11、町民の声に対する質問を行います。

4番仙才守議員の質問を許可いたします。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 議長より許可をいただきましたので、立って、町民の声、質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

今から始めさせていただきます。ケーブルテレビの利用料補助金制度というのが、この4月から始まりました。このことについてですね、質問をしたいというふうに思っています。

この制度は、インターネットを使わないという世帯で、申告する、申請をすると、600円利用料が安くなると。その代わりに、その家からはターミナルアダプターという機械を回収しますと、こういう制度になっておるわけ。

私は、3月のひな会議において、TAを回収するのはちょっと待つてほしいと。特に高齢者の世帯から申請があった場合は、それ回収するのはよくないということを主張したわけですが、現在どうなっとんかということを知りたいと。

そして、何でそのように言ったかということ、あの3月のひな会議でちゃんと説明すりゃよかったんですけども、どうも主張が聞き入れられなかったようなことなので、もう一回ね、この機会を借りまして、説明をしたいと、こういうことなんですよ。

事前に執行部と詰めができておりません。私はある程度の話をしたかったんですけども、何や言うてこんけん、いきなり今日の会議の場になっておりますことを、まず断っておきます。

最初に時間が20分なんで、ばあっと説明をして、後、答弁を聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これは、インターネットの話は、私も、また、あいつはこれ言いよんかちゅうぐらいやね、話をしてくて、もう嫌になつとるぐらいの話なんですけど、一応経緯について簡単に説明をさせていただきます。

インターネットの、光ケーブルでインターネットを使ってないっていう人が、高齢

者を中心にかかなりの世帯がインターネットを使ってないという現状があったわけです。それで、住民それぞれがサービスを選択できるほうがええんでないかっていうことを、私主張してきました。私だけでなく、いろんな人がそれを言ってます。

それで、ここに議会だよりの、ちょっと読みにくいと思うんですが、掲載してますけれども、29年の7月、今から5年前ですね。5年前に、これは前の前町長ですけれども、赤枠で示してあるところですね。基本的には住民がそれぞれサービスを選択できることが望ましいと考えていると。考えとるだけだったんですけど、一応そういう答弁があったわけです。

それから5年か経過してですね、この4月から利用料の補助金制度、これは公費を使ってということですが、なかなか難しい選択だったんだらうとは私は思ってますが、決断をしていただいて、こういう運びになってるということなんです。

その途中で、これは令和2年の7月ですから、2年ほど前に、インターネットの利用について、私が今後どうしていくつもりかというふうに聞きましたら、町長のほうから、利用率は100%を目指していきたいと、こういう答弁がありました。

それから普及策についても、民間任せにばかりではなくね、一応民間にもそら、いろいろしてもらおうんですけども、民間に任せるばかりではなく、行政からの支援も必要だと思うと、こういう答弁があったわけです。

今これ、ここにいろいろ書いてありますけれども、電子書籍であるとか、スマートテレビであるとか、あるいは遠隔地の家族とのリモート面会、オンライン診療、見守りシステム、こんな、こういったものは、高齢者の方がインターネットを使っているという意識なしにできるようなサービスなんです。

こういったものを支援していったらどうかなというふうに、これは私のほうの考えなんです。そういうふうに思ってます。こんなものを進めていきたいなというふうに思って、個人的にもそういうことを何人か利用のお手伝いをしたりしたんですけども、こういう現状があると思うんです。

それで、まず私が思ったのは、私の家にですね、このターミナルアダプターを取り除いたらどうなるんかと、申請、申告はしたいんですけどもというような相談がありました。わざわざ家に来て、2人ほどね。そういう申入れがあって、今日の質問の動機にもなったんですけども。その方はIP電話は使いよるけど、インターネット

は使いよらんと。だからサービスの選択できることが望ましかつたんだけど、T A持っていかれたら、I P電話はできませんよっていうことを、窓口か何かで言われて、それで諦めたという、あるいはそういう話を聞いて諦めたというような方だったんです。だからこのT Aを残しても、サービスの選択はできるんじゃないかなというふうに、そういうふうな話でした。

それでちょっと調べたら、これはS T N e tっていう会社のサイトにあった絵ですけども、I P電話はインターネット通らずにこうやってるというような絵が載ってまして、これも一理あるのかなと、その方のおっしゃることがね、というふうに思ったんで、ここに書いております。

それからですね、平成29年の3月ですから、5年前に私が一般質問の説明図で描いたのが、現在この示してる場所ですね。この絵でもやっぱりI P電話網というのは、インターネット通じずに家庭とつながってると、こういう絵を示したわけです。

それからもう一つ、ついでに言っときますと、今の家庭、御家庭、町民の家庭のつながりというのは、大体この左にあるこの枠内のような接続になつとるんじゃないかというふうに思います。

ターミナルアダプターというのがあって、これが各パソコンとかI P電話につながつてると。それ以外にW i - F iというのを使つてて、電子書籍であるとか、ゲーム機であるとか、スマホであるとか、あるいはタブレットの、子供が学校から持ち帰つてきた端末とか、こういうのにつながつとんだらうと思うんですけども、これでT Aを持っていかれますと、さっき言つたように、かなりのサービスができなくなるから、インターネットを使つてないなど、使つてるかどうか分からん人でも、かなり支障が出てくるというふうに思うんです。

特にね、この頃のテレビって、スマートテレビっていうふうになつてて、普通にチャンネルを選ぶように、インターネットの回線を選ぶことができますから、かなり不便が出るなというふうに思うんです。、若い人だったらもうテレビ要らんわとか、あるいは無線回線でやるから、もうT Aは要らんから持つて帰つてくれって人もそれはおると思うんですけども、お年寄りにとっては、その辺が分かりにくいというふうに思つてます。

今の説明ちょっと分かりにくかつたと思うんやな。時間の関係でちょっと飛ばしま

す。

この3月の、この前のひな会議で、私が主張した内容を、この4月末に発行しました、議会だよりに掲載しております。この中で、ここで質問をしたいと思うんです。

ターミナルアダプターを何で回収するんですかという理由ですね、もう私はやめたほうがいって言ったんですよ。理由に対して、回収して有効利用するんだということが1つあったと思うんです。もう一つは、公平性のためということ町長が言われたと思います。これについて質問したいと思います。

まず、1つは、補助金申請の状況が今どうなっとんのか、これは総務課長のほうで分かるんじゃないかと思うんですね、どのくらい来とんだ、実際に。

しようと思ったけども、取りあえずやめとくわってという人も大分おりました。

それから、有効利用するってということなんで、ターミナルアダプターをどんなふう  
に有効利用しようと思っとんのかということですね。

障害に対して使おうとするのか、あるいは中古市場で売ろうとしとんか、その辺のことを聞きたいということ。

それから、これは町長が言われたことですが、公平性の問題で回収するというふう  
に言われたんで、公平性とはどういうことかということですね。

この3つについて、まずお答えをお願いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ケーブルテレビ利用料の補助金制度の申請状況とい  
うことでございます。5月13日時点でございますが、12件の申請がございます。

それから有効利用の方法ということであったかと思いますが、回収して再設定をし  
て、新規加入者とか故障した場合に利用者への提供をするというふうに考えておりま  
す。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回のターミナルアダプター回収ということで、まずこの、  
先ほど議員が示された資料にもありますように、テレビだけの回線、またインターネ  
ット等を利用する場合の回線、これが2通りございます。

テレビだけのみの視聴であれば、ターミナルアダプターは必要ないというところ

で、やはりテレビだけを視聴するために、町としては、その方々のために助成をするということであるので、インターネット等は利用しないというようなことでありますので、そこがやはり助成の対象となる限りは、そのように対応させていただくというのが公平性というところで検討したいということでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 公平性という言葉が出てきて私少し驚いたんですよ。

今まで15年か7年かね、インターネット使うとりまへんのにやね、ずっとインターネット料金を払ってきた人に対する公平性っちゅうのをどういうふうを考えとんか。こういうことになった途端に、公平性ということなんで。本来公平性って言うんなら、今まで使うとりもへんサービス料を払ってきた人にですよ、1人ずつ10万円でも返して、計算したらもっと大きな金額になると思うんやけどね。そして、これからはっちゅうんなら公平性と言えるでしょう。

今までインターネットを使わん人が、ずっとインターネット料金を払ってきたことに対する、この公平性という言葉、それに対してはどういうふうを考えとんか、聞いてもいいですか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） もともと、この事業の始まりというのが、こういったものが全て利用できるというところでの、勝浦町、上勝町と合わせた両町の事業開始であったと思っております。そういったことで、続けてきた結果、いろんな御意見ございました。その中で、テレビしか見れない、見ないというようなこと、これに対応するために、今回そういった助成制度を設けたということと考えております。

以上でございます。

○4番（仙才 守君） 十分ね、公平性についての何ていうんですか、今までの、その特にお年寄りですよ、パソコンを持っとらん人が、持っとる人が使うんやったらそれはええですよ。その人らに対して、あまりに遅い対応だということを言いたいわけよ。当初の、最初からこの話はあったわけだから。十何年になります、17年ぐらいたつとるわけでしょう。それだったらそれに対する配慮があってもええんじゃないかと、配慮すべきだというふうに思ってるわけです。

1 ページ戻ってね、ターミナルアダプターは残して、高齢者福祉のために有効活用を図るべきではないかというふうに思うわけ、その理由はね、ケーブルテレビのシステムっていうのは装置産業ですよ。最初に大きな金額を投資して、作ってるわけです。だから利用者にかかわらずに、運用コストなんかはほぼ一定なんですよね。電気とか鉄道とかと一緒にですよ、装置産業ですから。乗客が1人乗ろうが100人乗ろうが、そんなに運用コストは変わらんわけですよ。

それを考えたら、高齢者福祉っていうのに絞って、誰にでもっていうのんなったら問題でしょう、公平性の問題から。高齢者福祉の施策を取ったらどうですかって僕は言ってるわけ。ちょっと分かりにくいかな、この話。

○議長（美馬友子君） 最後の質問、1つだけをお願いします。

○4番（仙才 守君） そういうことについては、どのように思われますか。

制度適用に年齢制限っていうのはある程度あってもしょうがないと思うんですが、適用外の世帯からはターミナルアダプターを回収してもいいんだけど、高齢者に限ってね、それはやめたらどうかというのが、私の主張なんですけれどもね。これからいろいろ高齢者が意識しなくてもインターネットを使う場面が出てくると思うんで、そのことについてはどのようにお考えですか。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） 今回、こういった制度を設けて、高齢者等含めて、助成をするというようなことで、ただ、今、議員がおっしゃりましたように、認識のないままインターネット等の利用を既に行っているという場合もございます。そういったことも含めて、担当課ではその申請のあるときに十分に確認をして、テレビだけの視聴にサービスが限られますというようなことは念を押して、今回の申請ということになっておるかと思えます。そういったことで、十分とは言いませんが対応はできているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） ちょっとかみ合ったらんようや、もうね。もうちょっと時間かけて、私の説明が悪いんでしょう。間違ったことを言ってるとは思ったらんやけど、何かこう理解していただいてないんだなと。説明の仕方が悪いな、私のですよ。

そういうふうに思います。

時間が来たようなので、これで説明は、私の質問は終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

これちょっとサービスで、写真を入れておりますけれども、これはこの日曜日にふれあいの里さかもと、癒しの森というところで草刈りをしてたら、子鹿が出てきましたんでね、それを写真に撮って載せております。

あまり面白い質問ではなくてちょっとがっかりしております。

どうもありがとうございました。

○議長（美馬友子君） 以上で4番仙才守議員の質問は、終了いたしました。

~~~~~

次に、日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することと決定いたしました。

以上で、5月会議の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前10時36分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員

